

入院・自宅療養中等の 高校生の学びを支援します！

入院・自宅療養中等の生徒の教育機会の確保

学校教育法施行規則により、高等学校等において、インターネット等のメディアを利用して、同時双方向で行う授業（以下「オンライン授業」という。）が実施できることとなっており、入院・自宅療養中等の生徒（以下「病気療養中等の生徒」という。）に対し、当該授業を行った場合は、**出席扱いとすることが出来ます**。

病気療養中等の生徒については、オンライン授業を活用することにより、当該生徒の教育機会を確保することが重要です。



Q&A

Q1 病気療養中等の生徒として、誰がどのように判断しますか。

A1 年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、学校や北海道教育委員会が判断しますが、**30日以上欠席がなければ該当しないということではありません。**

Q2 病気療養中等の生徒に対して、受信側に教員を配置せずにオンライン授業を実施しても授業に出席したことになりますか。

A2 **受信側の教員の配置は必ずしも必要ではありません。** その場合、学校や病院と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにする必要があります。**

入院・自宅療養中等の生徒へのオンライン授業の留意点

インターネット等のメディアを利用して行う授業では、履修する各教科・科目等に関わらず、一定時間数の対面授業を受ける必要があります。



高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

北海道教育委員会では、令和2年度から文部科学省の委託事業により、病気療養中等の高校生に対し、主に次のような支援を行っています。

① ICT機器の貸出

タブレット端末やWi-Fiルーター等を貸し出します。

②入院生徒支援会議及び復学支援会議

入院時に関係者が共通理解を図り、必要な支援を確認するとともに、退院時に生徒が円滑に登校を再開し、よりよい学校生活を送ることができるよう必要な支援を検討します。

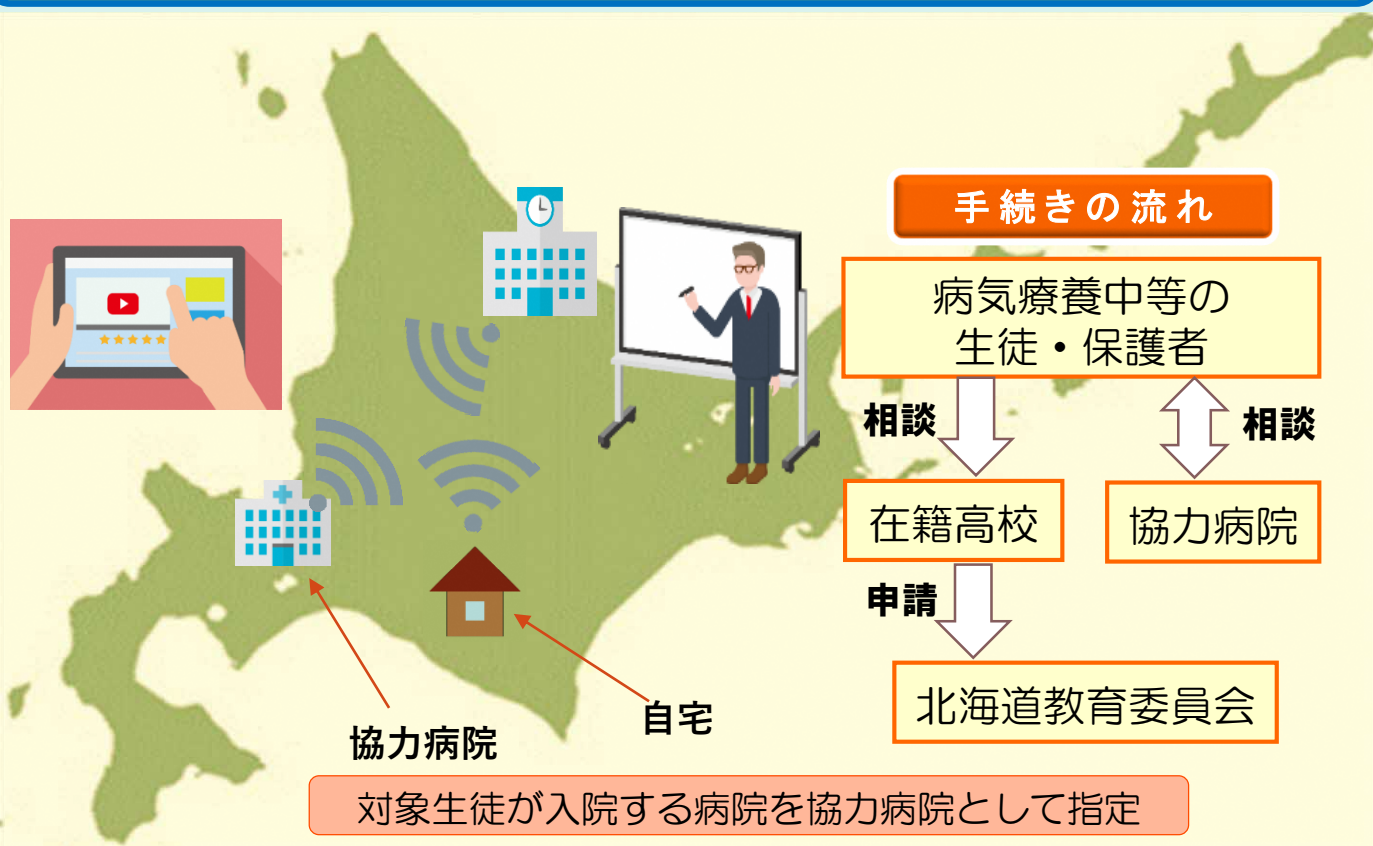
③特別支援学校教諭による教育相談

希望者は、病弱教育の専門スキルを持った特別支援学校教諭による教育相談を受けることができます。



【本事業に関する留意事項】

- ◆病気療養中等の高校生へのオンライン授業は、学校教育法施行規則に位置付けられており、本事業を活用しなくても実施できます。
- ◆本事業は、ICT機器の貸出等を通じて、病気療養中等の生徒の教育保障体制を整備するものです。
- ◆本事業は、単位の認定や進級、卒業を担保するものではありません。



【問い合わせ先】

北海道教育庁高校教育課 高校教育指導係

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

TEL 011-204-5764 FAX 011-232-1108

E-Mail kyoiku.kokyo1@pref.hokkaido.lg.jp

URL <http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/nyuinseito.htm>

